

## 大阪市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第10号の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条第4号の規定により公示する。

令和8年1月5日

大阪市長 横山英幸

1 主たる事務所の名称及び所在地

株式会社アイリス

大阪市浪速区恵美須西一丁目4番8号

2 事業所の名称及び所在地

アイリスケア訪問介護ステーション

大阪市浪速区恵美須西一丁目4番8号

3 指定の取消年月日

令和8年1月1日

4 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

5 主たる対象者

身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者・難病等対象者

6 事業所番号

2714301195

（福祉局障がい者施策部運営指導課）